

国立大学法人島根大学と島根県農業協同組合との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と島根県農業協同組合（以下「JAしまね」という。）が包括的な連携のもと、相互の協力により、島根県における農業振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 島根大学とJAしまねは、次に掲げる事項について、業務に支障がない範囲で、前条の目的が達成されるよう連携・協力する。

- (1) 農業振興に関する事項
- (2) 共同研究等の推進に関する事項
- (3) 教育及び人材育成に関する事項
- (4) 地域社会への貢献に関する事項
- (5) その他上記目的を達成するために必要な事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、前条に定める事項の具体的な取り組み内容や実施方法については、両者が定期的に協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 両者は、本協定の締結及び第2条に定める連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密を第三者に開示、または漏洩してはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 両者は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も前項に定める義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定の履行に関して特別な事情が生じた場合は、両者協議のうえ、本協定を変更、または廃止することができるものとする。

2 本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、両者署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年2月10日

国立大学法人島根大学
学長

島根県農業協同組合
代表理事組合長

服部 泰直

石川 新樹